

① 幡多広域消費生活センター便り 日頃利用している事業者からのメールもフィッシングを疑って

【相談事例】

普段から利用しているアプリの名前でスマホにメールが届いた。「登録している支払い方法に確認が必要な状態」「更新が遅れるとストアでアプリが購入できなくなる」などを書いてあったので、記載のURLからアクセスして、クレジットカード番号などを入力し支払い情報を更新した。ところがその後、ネットショッピングで約20万円の利用を知らせるメールが届いた。どうしたらよいか。
(80歳代)

【アドバイス】

- 実在する事業者をかたるメールやSMSを送信し、そこに記載されたURLをクリックなどさせ、偽のウェブサイトへ誘導することで、パスワードやクレジットカード番号などを詐取するフィッシング詐欺に関する相談が依然として寄せられています。日頃利用している事業者や公的機関などのメールやSMSであっても、まずはフィッシングを疑いましょう。
- 記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規サイトのURLや、正規のアプリからアクセスしましょう。リンク先にアクセスしてしまっても、クレジットカード番号などは入力せず、そのサイト上にあるアプリもダウンロードしないことが大切です。
- 不正利用に早く気づけるように、クレジットカードなどの明細は、こまめに確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターなどにご相談ください(消費者ホットライン☎188)。
(独立行政法人国民生活センター 見守り新鮮情報 第550号より)

※幡多広域消費生活センターでは、出前講座(無料)による啓発活動を実施しています。お気軽にお問い合わせください。

○お問い合わせ

幡多広域消費生活センター ☎34-8805 FAX34-8809 消費者ホットライン ☎188
〒787-0012 四万十市右山五月町8-13(アピアさつき2階駐車場西側)

【相談受付】月曜日～金曜日(祝日および年末年始を除く)午前9時～正午/午後1時～午後5時

① 「Sマーク(標準営業約款制度)」をご存知ですか

県では、理容・美容・クリーニングの3業種で、厚生労働大臣の認めたルールに従って、安心・安全・清潔のサービスを提供しているお店を、標準営業約款登録店舗とし、Sマークの表示でお知らせしています。

毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」として、消費者の皆さんへはSマークの周知、営業者の方には登録を呼びかけています。お近くの店先を探してみませんか。

○お問い合わせ (公財)高知県生活衛生営業指導センター ☎088-855-5100



訪問員のひとこと(脱炭素カルテ作成のための戸別訪問)

皆さん、こんにちは。朝夕の涼風に、木々の葉も少しずつ色づき始め、一段と秋らしい季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。今回は、役場でのエネルギー利用についてご紹介します。

カーボンニュートラル実現に向けた取り組みとして公共施設などへの太陽光発電設備の導入を進めてきた結果、現在、役場で利用する電気は「再生可能エネルギー(※)」になりました。なお、役場へ電気を供給しているのは、町が出資もしている「くろしおエナジー株式会社」です。これにより、クリーンな再生可能エネルギーを活用し、二酸化炭素の排出量を減らす地球温暖化対策はもちろんのこと、万が一の災害時に必要な電力が利用できる体制整備にも繋がっています。また、これまでエネルギー代金として町外へ流出していた資金を町内に留め、地域の経済循環にも期待ができます。このように、普段は少し目に見えづらい部分ですが、町内では着実に脱炭素の取り組みが進んでいます。役場へお越しの際は、こうした「町のエネルギーの未来をつくる取組」にも、ぜひ思いを馳せてみてくださいね。

(※)再生可能エネルギーとは、太陽光や風力、水力、バイオマスなど、自然の力で発電され、枯渇しない電気のことです。

○お問い合わせ 本庁 環境政策室 環境政策係 ☎43-2119

